



# 三重県公報

令和3年6月18日 (金)

第 218 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>公 安 委 規 則</b>			
9	三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則	( 公 安 委 員 会 )	2
<b>告 示</b>			
426	令和3年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	( 市 町 行 財 政 課 )	13
427	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )	14
428	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	15
429	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	16
430	同件	( 同 )	16
431	同件	( 同 )	17
432	同件	( 同 )	17
433	都市計画事業の認可	( 都 市 政 策 課 )	18
434	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	( 教 育 委 員 会 )	18
<b>内 水 面 告 示</b>			
3	漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示	( 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 )	18
<b>公 告</b>			
	土地改良区の定款変更の認可	( 農 地 調 整 課 )	19
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	19
<b>正 誤</b>			
	令和3年6月8日付け三重県公報215号	( 治 山 林 道 課 )	19

公安委規則

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
 令和三年六月十八日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

三重県公安委員会規則第九号

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成十八年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納付命令)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による放置違反金の納付命令を行うときは、放置違反金納入通知書を交付するものとする。</p> <p>(弁明通知)</p> <p>第三条 法第五十一条の四第六項の規定による通知は、弁明通知書(第二号様式)により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十一条の四第七項の規定による掲示は、弁明通知公示送達書(第三号様式)により行うものとする。</p> <p>(仮納付金の返還通知)</p> <p>第四条 法第五十一条の四第十二項の規定による通知は、仮納付金返還通知書(第四号様式)により行うものとする。</p> <p>(納付命令の取消し等の通知)</p> <p>第五条 法第五十一条の四第十七項の規定による通知は、放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書(第五号様式)により行うものとする。</p> <p>(督促)</p> <p>第六条 法第五十一条の四第十三項の規定による督促は、放置違反金の納付期限経過後二十日以内に督促状(第六号様式)により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証(第七号様式)を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(放置違反金の納付)</p> <p>第九条 法第五十一条の四第九項の規定により放置違反金に相当する金額を仮に納付しようとする者、同条</p>	<p>(納付命令)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による放置違反金の納付命令を行うときは、放置違反金納入通知書(第二号様式)を交付するものとする。</p> <p>(弁明通知)</p> <p>第三条 法第五十一条の四第六項の規定による通知は、弁明通知書(第三号様式)により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十一条の四第七項の規定による掲示は、弁明通知公示送達書(第四号様式)により行うものとする。</p> <p>(仮納付金の返還通知)</p> <p>第四条 法第五十一条の四第十二項の規定による通知は、仮納付金返還通知書(第五号様式)により行うものとする。</p> <p>(納付命令の取消し等の通知)</p> <p>第五条 法第五十一条の四第十七項の規定による通知は、放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書(第六号様式)により行うものとする。</p> <p>(督促)</p> <p>第六条 法第五十一条の四第十三項の規定による督促は、放置違反金の納付期限経過後二十日以内に督促状(第七号様式)により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証(第八号様式)を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(放置違反金の収納)</p> <p>第九条 法第五十一条の四第九項の規定により放置違反金に相当する金額を仮に納付しようとする者、同条</p>

<p>第四項の規定により放置違反金を納付しようとする者又は同条第十三項の規定により放置違反金及び延滞金を納付しようとする者は、納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第四項の規定により放置違反金を納付しようとする者又は同条第十三項の規定により放置違反金及び延滞金を納付しようとする者は、納付書（第九号様式）に現金を添えて指定の期日までに指定金融機関、収納代理金融機関若しくは収納代理金融機関に納付し、又は郵便局（簡易郵便法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。以下同じ。）に払い込まなければならない。</p>
---	--

第一号様式から第七号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第	年	月	号 日
放置違反金納付命令書  様  三重県公安委員会 <span style="float: right;">印</span>			
あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納付期限までに納付してください。			
記			
命 令 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件（第 <span style="float: right;">号</span> ）		
放 置 違 反 金 の 額	放置違反金 金 円		
納 付 の 期 限	年 月 日まで		
納 付 の 場 所	放置違反金納入通知書に記載の場所		
納 付 命 令 の 理 由	あなたが使用する次の車両が、次のとおり、放置車両と認められたこと。 <input type="radio"/> 違反日時 <input type="radio"/> 違反場所 <input type="radio"/> 違反車両番号 <input type="radio"/> 違反態様		
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。			
注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。 2 同一の車両につき、繰り返し放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。			
照 会 先 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>			

(規格 A 4)

第 2 号様式（第 3 条関係）

(表)

第 _____ 号 年 月 日																
弁明通知書																
様																
三重県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>																
あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。 なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、放置違反金の仮納付をすることができます。																
記																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">弁明通知書の番号</td> <td style="padding: 5px;">第 _____ 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">弁明の件名</td> <td style="padding: 5px;">放置違反金の納付命令に関する件（第 _____ 号）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">予定される納付命令の内容</td> <td style="padding: 5px;">金 _____ 円の放置違反金の納付命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠となる法令の条項</td> <td style="padding: 5px;">道路交通法第51条の4第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">納付命令の原因となる事実</td> <td style="padding: 5px;">                     あなたが使用する次の車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。  <input type="radio"/> 違反日時  <input type="radio"/> 違反場所  <input type="radio"/> 違反車両番号  <input type="radio"/> 違反態様                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">弁明書の提出先</td> <td style="padding: 5px;">〒514-8524 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県公安委員会（三重県警察本部交通部交通指導課担当）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">弁明書の提出期限</td> <td style="padding: 5px;">_____ 年 _____ 月 _____ 日 必着</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備考</td> <td style="padding: 5px;">_____ 年 _____ 月 _____ 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。</td> </tr> </table>	弁明通知書の番号	第 _____ 号	弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 _____ 号）	予定される納付命令の内容	金 _____ 円の放置違反金の納付命令	根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項	納付命令の原因となる事実	あなたが使用する次の車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 <input type="radio"/> 違反日時 <input type="radio"/> 違反場所 <input type="radio"/> 違反車両番号 <input type="radio"/> 違反態様	弁明書の提出先	〒514-8524 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県公安委員会（三重県警察本部交通部交通指導課担当）	弁明書の提出期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日 必着	備考	_____ 年 _____ 月 _____ 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。
弁明通知書の番号	第 _____ 号															
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 _____ 号）															
予定される納付命令の内容	金 _____ 円の放置違反金の納付命令															
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項															
納付命令の原因となる事実	あなたが使用する次の車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 <input type="radio"/> 違反日時 <input type="radio"/> 違反場所 <input type="radio"/> 違反車両番号 <input type="radio"/> 違反態様															
弁明書の提出先	〒514-8524 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県公安委員会（三重県警察本部交通部交通指導課担当）															
弁明書の提出期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日 必着															
備考	_____ 年 _____ 月 _____ 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。															
注 弁明の機会の付与に際しての留意事項 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。 なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。																

(規格 A 4)

(裏)

**1 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）**

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、2の(4)における公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので（道路交通法第51条の4第11項）、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないとした場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

**2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所**

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。仮納付の期限経過後は、同封の納付書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所  
放置違反金納付書に記載の場所
- (3) 仮納付するときは、同封の納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。納付書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。  
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所  
三重県公安委員会の掲示板（三重県津市栄町1丁目100番地所在）
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、表面の弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

照会先

(規格A4)


第 3 号様式（第 3 条関係）

第 号  
年 月 日

弁明通知公示送達書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、道路交通法第51条の4第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、三重県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

三重県公安委員会 

記

- 1 弁明書の提出先  
〒 514 - 8514 三重県津市栄町 1 丁目100番地  
三重県警察本部交通部交通指導課
- 2 弁明書の提出期限  
年 月 日まで
- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示を始めた日から2週間を経過したときに、同条第6項の通知の到達があったものとみなされます。

(規格 A 4)

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

仮納付金返還通知書

様

三重県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件（第 号）」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。

また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

(規格 A 4)



第 5 号様式（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書

様

三重県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

(規格 A 4)

第 6 号様式（第 6 条関係）

（表）

第	年	月	号 日
督促状			
様			
三重県公安委員会			印
<p>あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（      年      月      日）を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。</p> <p>下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。</p> <p>指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。</p> <p>なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。</p>			
記			
年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
	号	円	円
指定納付期限	年      月      日まで		
納付場所	放置違反金納付書に記載の場所		
<p>この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>			
<p>注 1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。</p> <p>2 先に送付した納付書は使用せず、同封した納付書により納付してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収書（受領証）が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。</p> <p>3 延滞金については、裏面をご覧ください。</p>			
照 会 先			

（規格 A 4）

(裏)

## ■ 延滞金について

放置違反金において督促をした場合の延滞金は、当該放置違反金の額に納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.5%（督促状において指定する期限までの期間については、年7.25%（ただし、特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定による割合をいう。）又は年7.25%のいずれか低い方の割合となります。))の割合を乗じて計算した金額とします。

なお、その金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、延滞金の全額が1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。

(規格 A 4)



第八号様式及び第九号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、同日以降に発する命令書等について適用する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所定の調整をして使用することが出来る。

**告 示**

**三重県告示第 426 号**

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 3 年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女	令和 3 年 7 月 5 日（月）まで	令和 3 年 7 月 11 日（日）	令和 4 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで *上記の他に設定する場合があります。

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在、33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階

自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13
--	---------------

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 427 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 3 年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 13 年 6 月 22 日 第 1 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事 理事長 落合 浩美	津市一色町 211 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
草深 豊	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2412014
砂山 幸司	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2413016
岡副 正一	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415019
長谷川 浩司	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2415020
増田 栄作	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2416022
森 浩之	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2417026
井村 貴紀	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2419027
長谷川 彰	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2419028
小宮 敏	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2420029
紀平 光則	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2421031
若畑 充孝	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2423034
小粥 一真	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2423329
城 博一	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2424036
佐脇 祥郎	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2426039
川村 公秀	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2427041
小菅 健司	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2427042
平澤 利幸	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429066
松井 航平	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429067
余野 聡一郎	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429330
石川 惇一	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429331
辻 伸幸	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018485
小川 脩	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019527

新 幸大	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019528
磯部 真伸	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242017530
稲垣 博	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018486
佐脇 俊輝	もみ、玄米	K242016580

- 7 登録の更新日  
令和3年6月10日

**三重県告示第 428 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ馬瀬店  
伊勢市馬瀬町 19
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 4 年 1 月 29 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,323 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	44 台	縦覧による
合 計	44 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	38 台	縦覧による
合 計	38 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	48 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	48 m <sup>2</sup>	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	7.2 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	7.2 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場	3箇所	縦覧による
合 計	3箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

令和3年5月28日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年6月18日から同年10月18日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第429号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年6月18日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブライスカット伊勢二見店  
伊勢市二見町山田原持垣外117-1

2 伊勢市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年6月18日から同年7月19日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第430号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年6月18日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ名張西原店



- 名張市西原町 2440 番ほか 12 筆
- 2 名張市から聴取した意見  
意見なし
  - 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
  - 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和3年6月18日から同年7月19日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第 431 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ名張店・ジュンテンドー名張店  
名張市蔵持町原出 508 番 1 ほか
- 2 名張市から聴取した意見
  - (1) 騒音の発生及び生活環境の保全に係る事項  
＜建設工事中における、周辺的生活環境の保全について＞  
造成及び建設工事の際、「三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）」に定める建設工事に該当する工事及び作業がある場合には、同条例に基づく届出をすること。  
建設工事中においては、ばい煙及び粉じんの発生、騒音及び振動の発生、汚水の排出等により、周辺的生活環境を損なうことのないよう、十分に注意すること。  
関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な措置を講じること。
  - (2) 廃棄物に係る事項  
＜造成及び建設中に発生する廃棄物処理について＞  
造成及び建設中に発生する廃棄物については、関係法令を遵守し適正に処理すること。  
関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な措置を講じること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 3 年 6 月 18 日から同年 7 月 19 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 432 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン四日市尾平ショッピングセンター  
四日市市尾平町字天王川原 1805 番地ほか
- 2 意見を有する者から述べられた意見  
駐車需要の充足等交通に係る事項  
図 - 6(2)駐車場の詳細図及び来客車両の走行ルート【変更後】の図で店舗西面の駐車場に車を止めてから出入口Dから出入口Cに来客が歩いて行く事が多いと思うので（店から近いので）横断歩道を設置してほしい。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和3年6月18日から同年7月19日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第 433 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和3年6月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
尾鷲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
尾鷲都市計画火葬場事業  
第1号尾鷲火葬場
- 3 事業施行期間  
令和3年6月18日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
尾鷲市坂場西町25番18号
  - (2) 使用の部分  
なし

---

**三重県告示第 434 号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県立久居農林高等学校の動物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和3年6月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先  
三重県津市栄町一丁目960番地  
全国農業協同組合連合会三重県本部
- 2 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**内水面告示**

**三重県内水面漁場管理委員会告示第3号**

コイ（マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。）の持出し、放流等について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和3年6月18日

三重県内水面漁場管理委員会会長 浅 尾 和 司

- 1 指示の内容
  - (1) 持出しの制限  
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。  
ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。
  - (2) 放流等の制限  
ア 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを

満たしていることを確認すること。

(ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。

(イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間

令和3年7月9日から令和4年7月8日まで

# 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、青蓮寺用水土地改良区（伊賀市古山界外691番地2）の定款の変更を認可しました。

令和3年6月18日

三重県知事 鈴木英敬

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年6月18日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 6月9日	員弁郡東員町大字山田字総間 1233-3	員弁郡東員町大字山田 1142-3 三重県東員町山田農事組合法人 代表理事 伊藤直樹

## 正 誤

令和3年6月8日付け三重県公報215号に登載しました、保安林の指定を解除する予定である旨の告示中ページ 行

2 下から16

誤

北牟婁郡紀北町長島字松本 871-7 ほか1筆

正

北牟婁郡紀北町長島字松本 871-7、871-8

## 発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>